

水戸市物品調達入札参加資格審査申請の手引き（追加受付）

水戸市が発注する物品調達に係る入札参加資格の申請を次のとおり受け付けます。

この申請により認定を受けた場合の登録の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとなります。

※ 物品の販売・賃貸借・修繕に関する登録です。

※ 役務関係（メンテ・業務委託等）は対象ではありません。

1 申請方法及び申請期間

申請方法：郵送又は信書便での送付（簡易書留又は配達時に受領印若しくは署名により確實に受け取ったことが確認できる方法によるもの）

申請期間：令和6年3月7日（木）から令和6年3月14日（木）まで（14日消印有効）

- 注意**
- ① 消印が令和6年3月14日までのものを有効とし、期限を過ぎたものは無効とします。申請書類は返却しません。
 - ② 申請書類が折れ曲がらないように留意してください。
 - ③ 郵便物表面には、「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書してください。
 - ④ 書類については提出書類チェック票で確認し、チェック票を先頭に綴り順に従い、不備がないように十分注意してください。
 - ⑤ 受理票は発行しません。必要な場合は、官製はがき（63円はがき）の表面に返送先の住所、宛名を、裏面に「競争入札参加資格審査申請書受理票」と記載したものを持封してください。（契約検査課の押印により受理票に代えるものとします。）

2 申請に当たっての注意事項

(1) 次の各号の一つに該当する者は、申請することはできません。

- ① 法人税（個人にあっては、所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ② 茨城県が課する法人県民税及び事業税（個人にあっては、個人事業税）を完納していない者
- ③ 水戸市の市税を完納していない者
- ④ 希望する業種で営業に必要な許可・登録等を受けていない者
- ⑤ 個人にあっては、精神の機能の障害により契約の締結及びその履行を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑥ 個人にあっては、破産者で復権を得ない者
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条に該当する者
- ⑧ 会社更生法第17条第1項の規定による更正手続開始の申し立てを行っている者
- ⑨ 破産法第18条第1項の規定による破産の申し立てを行っている者
- ⑩ 民事再生法第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てを行っている者
- ⑪ 銀行取引停止処分を受けている者

(2) 登録できる業種は3種類以内となります。

(3) 入札参加資格認定業者には調達案件の発注前に、執行額積算の参考とするため、参考見積書の提出依頼を行う場合がありますが、見積書の作成は無償でお願いしておりますので、

承諾の上、申請してください。また、発注に当たっては、発注業種の認定業者の中から指名しますが、必ずしも御希望に沿うような指名があるわけではない旨、御承諾の上、申請してください。

- (4) 申請書類への虚偽の記載、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には登録を取り消されることがあります。
- (5) 入札参加資格認定後に、会社更生法による更正手続開始の申し立てを行った場合、又は民事再生法による再生手続開始の申し立てを行った場合は、認定取り消しとなります。再認定を受けるためには、更正（再生）決定後に関係書類作成の上、再審査申請が必要になりますので御注意ください。
- (6) 一度申請した資格審査の書類については一切修正することはできませんので、申請の際には内容を十分に確認した上で申請してください。なお、この資格認定の取り下げについては申請者の自由です（事後に不利益を生じることはありません。）。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内に当該資格の再申請をすることは認められません。
- (7) 資格審査申請結果について、認定業者として登録された場合は、令和6年6月上旬に、商号、所在地又は住所、登録業種等を登載した競争入札参加資格者名簿を契約検査課ホームページ（水戸市トップページ→事業者の方へ→産業・しごと・開発 / 入札・契約情報→業者登録）において公表しますので、御確認ください。

3 提出書類

以下の表にある提出書類を番号順に並べ、左側に2穴の綴り穴を開け、綴り紐でまとめて郵送してください。（ファイル等不要）

書類はすべて、**令和6年3月1日を基準日**として作成してください。

	提 出 書 類	備 考
1	提出書類チェック票	
2	競争入札参加資格審査申請書	
3	営業に必要な許認可等（資格証を含む）を得たことを証する書類※コピー可	「営業種目コード一覧」を参照し、該当する業種の登録を希望する場合に添付する。
4	特約店又は代理店証明書の写し※コピー可	競争入札参加資格審査申請書の「主な特約店等」欄に記入した特約店・代理店がある場合に添付する。
5	印刷機材等設備明細書	「営業種目コード一覧」のA印刷類のいずれかの業種の登録を希望する場合に添付する。
6	経営状況一覧表	
7	財務諸表（直前1年分）【法人】 ※コピー可	①貸借対照表、②損益計算書、③利益金処分に関する書類 ・青色申告 ①所得税青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）、②所得税青色申告決算書の損益計算書 ・白色申告 ①営業収支・資産負債の状況が明示されている書類、②所得税白色申告決算書の損益計算書
	営業収支計算書（直前1年分）【個人】※ コピー可	
8	納税証明書等の写し※コピー可 【国税】様式その3の3（法人） 様式その3の2（個人） 【県税】様式第40号の4（イ）（未納がないことの証明等） 【市税】本市の完納証明書	当該税に係る直近の納期限後に発行されたもの。ただし、市税又は県税については、水戸市又は茨城県に納税義務がある場合に限る。
	登記事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し）※コピー可	申請書提出時における最新のもので、申請日以前3か月以内に発行のもの
10	年間委任状（契約権限委任）	本社から支店等に契約の権限（入札、契約、請求等）を委任する場合に提出する。
11	年間委任状（代理人委任）	代理人を定める場合に提出する。

4 申請書作成上の注意事項

【提出書類チェック票】

申請書類内容についての問い合わせをすることがありますので、書類を作成した担当者の氏名・連絡先を記入してください。

【競争入札参加資格審査申請書】

(1) 「本社」・「委任先」について

- ① 代表者欄について、代表者役職名及び氏名を記載の上、**代表者印を押印してください。**
- ② 本社住所（所在地）が登記簿と異なる場合は簡単に理由を記載したもの添付してください（様式任意）。
- ③ 委任先欄は、本社から支店等に契約の権限（入札、契約、請求等）を委任する場合にのみ記載し、その場合、「年間委任状（契約権限委任）」を添付してください。

(2) 「登録を希望する業種（希望順）」について

- ① 登録業種の順位は、指名の参考となります。
- ② 別紙の「営業種目コード一覧」の小分類の業種から希望順に3業種以内で選択し、コード番号及び業種名を記載してください。（例：「A01 一般印刷」など）
- ③ 小分類の業種名が「その他」（コード番号が「___99」）を希望する場合は、取り扱い物品を具体的に記載してください。（例：「N99 その他（リース）介護用品」など）
- ④ 別紙の「営業種目コード一覧」を参照し、営業に許認可等の取得が必要な業種の登録を希望する場合は、その許認可等を得たことを証する書類を添付してください。
(例：E01 医薬品「医薬品販売業許可書」、K01 石油・潤滑油類「揮発油販売業登録済通知書」など)

(3) 「主な特約店等」について

証明書がある場合のみ、代理店又は特約店名を記載し、その事項を証する書類を添付してください。

【経営状況一覧表】

(1) 「1 売上高」について

基準日直前の決算期（直前年度分決算）の損益計算書の売上高の金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

(2) 「2 自己資本額」について

「純資産の額」欄には、貸借対照表の「株主資本合計」の金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

※ 個人の場合は、所得税青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）の〔元入金+青色申告控除前の所得金額+事業主借-事業主貸〕の額を千円単位で（千円未満切捨）記載し、貸借対照表を作成していない方は、青色申告控除前の所得金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

(3) 「3 常勤職員数」について

審査基準日の職員（雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者）について記載してください。営業職は、技術職員か事務職員のいずれかに含めてください。

(4) 「4 営業年数」について

- ① 営業を一時休止したことがある場合は、その期間を「転廃業(休業)」の欄に記入し、
その期間は営業年数から控除してください。
- ② 営業年数に12か月未満の期間があるときは、切り捨てて記載してください。

(5) 「5 官公需区分・業種区分」について

- ① 官公需区分については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」
に基づき、下表(ア)～(カ)の業種区分について(A)又は(B)のいずれかに該当する場合は
「2 中小企業」に、該当しない場合は「1 大企業」を選択してください。

業種	(A) 資本金の額又は出資の総額	(B) 常時使用する従業員の数
(ア) 卸売業	1億円以下	100人以下
(イ) サービス業	5千万円以下	100人以下
(ウ) 小売業	5千万円以下	50人以下
(エ) ゴム製品製造業 (自動車用タイヤ等の製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
(オ) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
(カ) 上記(ア)～(オ)に該当しないもの	3億円以下	300人以下

- ② 業種区分については、主な業務が製造業の場合は「1 製造業」に、その他の場合は
「2 非製造業」を選択してください。

5 その他

(1) 【水戸市の完納証明書の写し】について

水戸市税については、税目別の納税証明ではなく、「完納証明書」を提出してください。
ただし、法人で設立届を提出し決算到来がなく、予定納税をしている場合は「納税証明書」
を提出してください。

(2) 資格が認定されると、入札（見積合わせ）への指名に際して、市からの指名通知が届きます。電子メール又はFAXで通知しますので、受信できる環境を整備してください。

(送付・問合せ先) 〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市財務部契約検査課物品契約係
電話 029-224-1111 (内線1542, 1543)
FAX 029-228-2035